

地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和59年度
	平成5年度
	平成9年度
	平成22年度

白石農業振興地域整備計画書

平成 23 年 5 月

宮 城 県 白 石 市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1. 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の指定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	3
ウ 特別な用途区分の構想	5
2. 農用地利用計画	5
第2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2. 農業生産基盤整備開発計画	6
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	8
4. 他事業との関連	8
第3 農用地等の保全計画	9
1. 農用地等の保全の方向	9
2. 農用地等保全整備計画	9
3. 農用地の保全のための活動	9
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第5 農業近代化施設の整備計画	17
1. 農業近代化施設の整備の方向	17
2. 農業近代化施設整備計画	17
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	18
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	19
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	19
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	19
3. 農業を担うべき者のための支援の活動	19
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	20

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	21
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21
3. 農業従事者就業促進施設	22
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第8 生活環境施設の整備計画	23
1. 生活環境施設の整備の目標	23
2. 生活環境施設整備計画	24
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	24
4. その他の施設の整備に係る事業との関連	24
第9 附図	25
1. 土地利用計画図（附図1号）	
2. 土地基盤整備開発計画図（附図2号）	
別記 農用地利用計画	26
(1) 農用地区域	26
ア 現況農用地等に係る農用地区域	26
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	56
(2) 用途区分	58

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、豊かな自然環境に恵まれた宮城県南端に位置し、県都仙台市より南へ45kmの東経140°37'23"、北緯37°59'57"（本庁所在地）に立地する。総面積は286.47k㎡である。隣接する市町は、東は丸森町・角田市、北は大河原町・蔵王町、西は七ヶ宿町であり、南は福島県に接している。

本市は、四季を通じて雄大な景観を有する蔵王連峰を擁し、東側には阿武隈山系の丘陵帯がせまる、優れた景観と豊かな自然に恵まれた環境にある。これらに囲まれた白石盆地の中央には白石川が貫流し、これを中心に市街地や集落が発展している。市域のうち、白石川下流は、海拔25mで最も低く、蔵王連峰不忘山が1,705mで最も高い。標高500～1,800mの面積は総面積の24%に達し、標高150～500mは46%（132.94k㎡）、150m以下は30%（85k㎡）である。冬から春先にかけて「蔵王おろし」と呼ばれる強風が西から吹くが、気候は内陸型で、平均気温は12.0℃前後と大変過ごしやすい。

土地利用の現況をみると、農業振興地域は12,327ha（市域の43.0%）で、そのうち農用地が3,923ha（同13.7%）を占めている。また、都市計画区域は6,498ha（同22.7%）で、うち用途指定区域が870.2ha（同3%）である。自然公園法に基づく蔵王国定公園の区域は、3,350ha（同11.7%）で、市域に占める山林・原野の割合は68.3%を占め、限られた平坦面の中で都市的利用・農業的利用にすみ分けているのが現状である。

人口は平成12年には40,793人であったが減少傾向にあり、平成17年には39,492人と4万人を下回った。平成32年には平成17年より13.6%減少し、34,131人になると推計されている。

世帯数は平成17年時点で12,587世帯だが、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加といった少数世帯形態へ移行し、平成32年には12,200世帯程度になると推計されている。しかしながら、農業人口、世帯数はともに減少傾向が著しく、今後は農業者の高齢化や後継者問題等により、更に減少すると予想される。

産業構造は平成17年の時点で総就業人口が19,144人で、第1次産業が1,399人（7.3%）、第2次産業が7,056人（36.9%）、第3次産業が10,485人（54.8%）である。第1次産業の減少が著しいことと第2次産業が減少傾向であるのに対し、第3次産業は増加傾向が続いている。しかし、今後の市総生産額といずれの産業も縮小していくと予想される。

地域経済においても近年の不況の影響を免れず、工場撤退が相次ぎ、特に第2次産業の就業先が減少しているため、地域活性化のためにも工業団地造成等による企業誘致に期待が集まっているところである。

従って今後の本市の土地利用は、以上のような現状を踏まえ、農業的土地利用と都市的土地利用を明確にし、農業環境と商業・工業等生産環境、生活環境の調和のとれた、かつ、長期的展望に基づいた効果的・計画的利用を推進する必要がある。

農業的土地利用については、区画整理などの農業生産基盤整備で大きな効果が望める地区での事業は、ほぼ完了しているため、今後は新たな基盤整備を行うのではなく、既存の基盤整備事業受益地を中心として優良農地の確保・保全に努めていく。

また、都市的利用は、都市計画用途地域に指定されている地域で行われるよう働きかけ、農業的利用との調和を図るが、工業団地の整備等が農家の安定就業の促進や、担い手の確保につながる場合には必要に応じ農業的利用から都市的利用への転換もやむをえないものとする。

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成 20 年) 目標	3,923	31.8	90	0.7	5,391	43.7	236	1.9	53	0.4	2,634	21.4	12,327	100.0
	3,853	31.3	90	0.7	(-) (44.3)	(-) (44.3)	246	2.0	42	0.3	2,624	21.3	12,306	100.0
増 減	△70		0		60		10		△11		△10		△21	

(注) 1 () 内は混牧林地面積である。

2 平成 20 年値は、新農用地利用計画および白石市都市計画マスタープランの値をもとに算出した。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地 3,923ha のうち、次の a～e に該当する農用地 2,570ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農地（10ha 以上）
- b 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a および b の土地の保全または利用上必要な施設の用に供される土地
- d 農業用施設の用に供される土地で 2ha 以上のもの。または a・b に隣接する土地
- e a～d 以外の土地で、地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、次の土地については e の農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
 - ・都市公害（都市排水等による汚染）が激しく、今後農用地としての存続が困難と認められる農用地
 - ・山林介在農用地
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺の農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものおよび 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

森林・原野における開発事業は見込まれないため、原則として農用地区域を設定しない。

ただし、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するも

のであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものおよび小原地区では山林を活用しながら特産品である葛の振興を図るため、農用地区域を設定する。

土地の種類	所在（位置）	所有者又は 管理者	面 積	利用しようと する用途	備 考
林 地	I 小原地区	私有地	347.77ha	葛育成林	
計			347.77ha		

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農用地区域内の土地利用現況をみると、総面積2,918haのうち農地が2,510ha、農業用施設用地が60haとなっている。将来は348haの森林・原野等（ただし、保安林を除く）を葛育成地として活用を図っていく。

農用地等の利用は、効果的・計画的な利用を基本として他の土地利用計画との調整を十分に図り、農業生産性を高め、地区ごとの特色ある土地利用と優良農地の保全・確保に努める。

（単位：ha）

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
白石	67.99	67.99	0	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0	67.99	67.99	0	-
越河	170.09	170.09	0	-	-	-	-	-	-	0.37	0.37	0	170.46	170.46	0	-
斎川	143.41	143.41	0	-	-	-	-	-	-	0.27	0.27	0	143.68	143.68	0	-
大平	197.20	196.91	△0.29	-	-	-	-	-	-	0.22	0.22	0	197.42	197.13	△0.29	-
大鷹沢	190.14	190.14	0	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0	190.14	190.14	0	-
白川	181.41	181.41	0	-	-	-	-	-	-	2.16	2.16	0	183.57	183.57	0	-
福岡	600.87	600.87	0	-	-	-	-	-	-	12.12	12.12	0	612.99	612.99	0	-
深谷	752.52	752.52	0	-	-	-	-	-	-	43.41	43.41	0	795.93	795.93	0	-
小原	206.84	554.61	347.77	-	-	-	-	-	-	1.07	1.07	0	207.91	555.68	347.77	347.77
合計	2,510.47	2,857.95	347.48	-	-	-	-	-	-	59.62	59.62	0	2,570.09	2,917.57	347.48	347.77

イ 用途区分の構想

（ア）白石地区

市の中心市街地の北東に位置し、水田地帯と畑作地帯に大別される。小下倉集落および郡山集落周辺に広がる約47haの水田は、すべては場整備が完了している。この地区は白石川沿岸に位置し、平坦で土壌も排水が良いため、田畑輪換が自在な農地としての利用を促進する。もろきゅうりの中

心とした園芸作物（野菜・花き）の主産地であり、比較的専業農家の割合も高いため、今後も園芸作物の主産地として振興していく。また、水田・畑地とも、ほ場整備事業が完了していることから、施設導入とあわせて一層の高度利用を図っていく。

（イ）越河地区

市の最南部、福島県境に位置している。国道４号線沿線に約１７１haの水田が広がっており、ほ場整備が完了している。この地区は全国的にも有数の良質米生産地であり、用排水等の生産条件も整っていることから今後とも水田の利用度を高め、生産量の確保と品質の向上を図る。

また、「柿の里白石」構想に基づき整備された園地を中心として、今後も柿生産を振興していく。

（ウ）斎川地区

市の南部に位置し、丘陵地に介在するように水田が分布している。平坦地に展開する水田はほ場整備が完了しており、今後も汎用化に努めながら田畑輪換が自在な農地としての利用を促進していく。丘陵地においても小規模ほ場整備事業により整備済みであるため、転作を推進しながら高度利用を図っていく。

また、「柿の里白石」構想に基づき整備された園地を中心として、今後も柿生産を振興していく。

（エ）大平地区

この地区は市街地南側に隣接し、東北自動車道・国道４号線・東北本線・東北新幹線が縦走している。国道４号線の東西に広がる水田地帯と、丘陵地の畑作地帯からなっている。ほ場整備が実施された水田地帯は、田畑輪換等を行いながら有効利用を図っていく。丘陵地は本市の特産品である「白石原木しいたけ」の主産地として一層の生産振興と野菜畑等の高度利用を推進するとともに、飼料畑・野菜畑等として有効利用を図っていく。

（オ）大鷹沢地区

市東部に位置し、丸森町・角田市と境を接している。東北新幹線東側に展開し、ほ場整備が完了している約１４０haの水田地帯と、山間丘陵地に介在する田畑地帯に大別できる。山間丘陵地においても各種小規模ほ場整備事業の導入により、一定の生産基盤が整っているため、一層の農地の高度利用を図る。

（カ）白川地区

市の北東部に位置する。平坦部に展開する約１１６haの水田地帯と、丘陵地に介在する田畑地帯に大別できる。水田は、平坦部では団体営水田ほ場整備事業が実施され、丘陵地も各種小規模ほ場整備事業により整備されているため、一層の高度利用を推進していく。

（キ）福岡地区（三住地区含む）

市の北西部に位置する。平坦部の水田地帯と、蔵王山麓の山間丘陵地・山間高冷地に展開する畜産（酪農・肉用牛）地帯に大別される。山根、下原、上原地区に延びる水田地帯は、越河地区と並ぶ良質米産地であり、今後も一層の生産振興と高度利用を図っていく。児捨川兩岸、大網集落周辺に展開する水田もほ場整備が完了しており、田畑輪換等により高度利用を図っていく。大網前、弥治郎北囲の団地に展開する約７５haの農用地は、県営パイロット事業により整備されたものであり、今後も転作の一環として飼料作物、気象条件を活かした高冷地野菜等の栽培を行い、有効利用を図っていく。

川原子、不忘、蔵王、三住地区の畜産地帯は、採草畑・飼料畑として輪作体系を確立しながら、高冷地野菜の主産地形成のための利用を図っていく。

（ク）深谷地区

市の北部に位置し、蔵王町と境を接している。平坦地の水田地帯と丘陵地の畑作地帯に大別できる。平坦地は県営ほ場整備事業が実施され、丘陵地も各種小規模ほ場整備事業により整備されているため、汎用化・団地化を図りながら一層の高度利用を推し進めていく。

（ケ）小原地区

市の南西部に位置し、国道１１３号線を挟んで平坦部から丘陵に介在する水田地帯と、山沿いの果

樹地帯に大別される。地形的に傾斜のある農地が多いが、各種小規模ほ場整備事業により整備された農地を中心に、水田として利用していく。また、大熊地区を中心として、当市果樹の主産地となっているため、樹園地（りんご・もも）として一層の生産振興を図っていく。

また、中山間地域指定を受けていることから、各種事業を活用しながら地場産品である葛の栽培を推奨していく。

ウ 特別な用途区分の構想
な し

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業振興地域内にある農用地は、大きく分けると白石盆地に展開する平坦部、盆地を取り囲む奥羽山脈と阿武隈山系から派生した山地に展開する山間部に分類される。

盆地の中心には市街地が位置し、そこから南北に水田地帯が広がっている。東部・西部へ移行するにつれ標高は上がり、丘陵のわずかな隙間を埋めるように農地が位置している。

土地基盤整備事業は昭和42年度に始まり、当初は県営・団体営規模の事業による整備を、続いて各種小規模ほ場整備事業を導入し整備を進めてきた結果、20a区画以上に整備された水田面積は1,120haとなっている（ただし、50a区画以上の大区画に整備された水田面積は0ha）。畑は地域農業拠点整備事業や特産振興対策事業により約33haが整備済みである。樹園地は県営農地開発事業等で約170haが整備され、白石地区以外の全ての地区では「柿の里白石」構想の一環として約12haが柿園地として整備されている（耕作放棄地化した桑畑からの転換を含む）。

また、草地は県営草地開発事業により白石牧場内の約280haが整備されているほか、福岡地区を中心として整備が進められてきている。

農業生産基盤の整備については、これまでの事業により面的な整備・開発はほぼ完了していることから、今後は主にそれらの優良農地の有効活用と保全に努め、用排水の改良や農道整備などを中心に行っていく。老朽化したダム・ため池等は今後も継続して改修を行っていく。

ア 白石地区

本地区の農用地約60haは全て平坦地であり、小下倉地区では昭和52年度から団体営ほ場整備事業で水田が整備され、畑についても昭和60年度の地域農業拠点整備事業で整備されている。排水施設は県営地域水田農業支援排水対策特別事業により平成12～20年度で整備がなされている。

郡山地区は昭和57年度の農用地利用増進特別対策事業により水田、畑とも整備を完了し、その後も平成13年度から15年度に基盤整備促進事業が実施され、用排水条件が改善されている。

両地区とも土地基盤の整備はほぼ完了し、農地の汎用化、大型機械活用に充分対応可能な状況となっており、園芸部門と水稻部門を組み合わせ、園芸作物の主産地として一層の高度利用を図っていく。

イ 越河地区

昭和47年度からの団体営ほ場整備事業により、国道4号線沿線の水田約171haではほ場整備が完了しており、高能率機械化作業体系の確立が図られている。また、平成11年度から経営体育成基盤整備事業により用排水路の改修・暗渠排水施設等の整備を行い、平成21年度で完了したところである。本地区内の土地基盤の整備はほぼ完了し、農地の汎用化、大型機械活用に充分対応可能な状況となっており、転作の推進とあわせ一層の高度利用を図っていく。

また、「柿の里白石」構想に基づき柿園地が整備されていることから、今後も柿生産を振興していく。

ウ 斎川地区

昭和45年度からの県営ほ場整備事業（白南地区）により国道4号線東側並びに中斎川地区の同国道西側の水田で整備が完了しており、高能率機械化作業体系の確立が図られている。

また、西側の丘陵地帯に介在する水田においても、各種小規模ほ場整備事業〔原脇地区、斎川原地区、荒屋敷地区、高森地区、町東地区、上鹿ノ子地区、下鹿ノ子地区、関口地区、馬牛地区（計23.0ha）〕によりほぼ整備は完了しており、転作の推進とあわせ高度利用を図っていく。

さらに、「柿の里白石」構想に基づき柿園地が整備されていることから、今後も柿生産を振興していく。

なお、今後の事業として、県営ため池等整備事業により馬牛沼のため池整備を行うほか、農業集落排水処理場の維持管理を農業集落排水資源循環統合補助事業により実施していく。

エ 大平地区

東北自動車道東側には、斎川地区から続く一団の農地（水田）が広がっており、斎川地区同様昭和 45 年度からの県営ほ場整備事業（白南地区）により整備済みとなっている。さらに当該地域では、昭和 61 年度からの県営土地改良総合整備事業（大平地区）により用排水路の整備が完了している。

これら農地に隣接する小規模農地についても、昭和 59 年度からの各種小規模ほ場整備事業〔坂谷地区、中ノ目地区、上森合地区（計 10.5ha）〕により整備済みとなっており、転作の推進とあわせ有効利用を図っていく。

オ 大鷹沢地区

東北新幹線東側に展開する約 140ha の農用地は、昭和 53 年度からの県営ほ場整備事業（白南地区）により整備済みとなっており、さらに平成元年度からの県営土地改良総合整備事業により用排水路の改良が行われている。山間部においても、昭和 54 年度から東沢地区（A=12.0ha）昭和 56 年度から笠松地区（A=11.1ha）でそれぞれ団体営ほ場整備事業が実施されている。本地区では小規模未整理農地が点的に残っているが、新たな整備事業を導入するのではなく、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業等を活用しながら農地の維持に努めていく。

カ 白川地区

昭和 42 年度から団体営ほ場整備事業内親地区（A=67.5ha）、昭和 53 年度から白川地区（A=30.5ha）、小奥地区（A=18.3ha）が実施され大型機械導入による作業体系確立が図られている。山間地等に介在する小規模農地については、赤丸地区、山崎前地区、家老沢地区の 3 か所（計 8.5ha）で小規模ほ場整備事業が完了している。本地区では小規模未整理農地が点的に残っているが、新たな整備事業を導入するのではなく、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業等を活用しながら農地の維持に努めていく。

キ 福岡地区

昭和 43 年度から県営農用地開発事業（八宮パイロット）、昭和 45 年度からの県営ほ場整備事業（白北地区）が実施され、そのほか小規模ほ場整備事業が 8 地区（計 29.2ha）で完了している。本地区では小規模未整理農地が点的に残っているが、新たな整備事業を導入するのではなく、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業等を活用しながら農地の維持に努めていく。

また、本地区は畜産地帯であることから、必要に応じ草地整備等を行っていく。

かんがい排水・ため池については、昭和 52 年度より県営かんがい排水事業、昭和 54 年度・昭和 56 年度から団体営かんがい排水事業により整備がなされているが、今後も継続して整備を行っていく。そのほか今後の事業として、八宮地区では県営ため池等整備事業により、用排水の改良を図っていく。

薬師堂地区では農業集落排水資源循環統合補助事業により農業集落排水処理場の維持管理を行っていく。

ク 深谷地区

当該地区の農用地については、県営ほ場整備事業（白北地区）並びに小規模ほ場整備事業〔深谷西地区（A=1.7ha）、北区地区（A=8.6ha）〕の実施により、水田約 120ha、畑約 22ha が整備済みであり、本地区の整備はほぼ完了している。農道整備では、広域農道「仙南地区」の整備が進められているところであり、その有効利用を図っていく。

ケ 小原地区

本地区の農用地のうち 31.7ha は、小規模排水対策事業（中北・大熊・沼田地区）により整備済みとなっている。本地区では小規模未整理農地が多く残っているが、新たな整備事業を導入する

のではなく、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業等を活用しながら農地の維持を図っていく。また、地場産品である葛の振興を図りながら林業との連携に努めていく。果樹の主産地である大熊地区については、樹園地の整備を図っていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ダム整備	頭首工・幹線水路	福岡地区	ha 237	1	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)
用排水改良	用水 217m	福岡地区	90	2	県営ため池等整備事業
ため池整備	ため池一式	斎川地区	39	3	県営ため池等整備事業
農業集落排水整備	処理場	斎川地区	14	4	農業集落排水資源循環統合補助事業
		薬師堂地区	12	5	農業集落排水資源循環統合補助事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

当市の森林面積は 19,512ha、市域の約 7 割を占め、森林の保全整備は重要な課題である。森林がもつ水資源のかん養・保水機能は農地保全に密接に関係しているだけでなく、災害の防止機能など森林のもつ多面的・公益的機能は農業以外の側面においても重要である。

しかしながら、木材価格の低迷等により森林所有者の経営意欲が減退し、森林整備が充分に行き届いていない森林が多く見受けられ、森林が果たす多面的機能の低下が懸念されている。

このことから、今後の森林整備は白石市森林整備事業計画に基づき公的森林整備を推進し、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林それぞれの機能に応じた的確な整備を図っていく。

4 他事業との関連

広域的事業として広域営農団地農道整備事業（白石市ほか 3 町、白石市分 3,561m）に伴い、「堆肥センター」の施設整備を掲げていることから、他町と連携を図りながらその実現に取り組んでいく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市における耕作放棄地面積は増加傾向にあり、今後も担い手の高齢化と後継者の不在により、さらなる発生が懸念される。

近年の耕作放棄地は山間部などの農業上不利な農地だけでなく、基盤整備事業のなされた優良農地でも発生しており、周辺の営農に支障をきたすおそれが出てきている。

このことから、今後は基盤整備事業受益地内にある農地を農業上の有効利用を特に図るべき農地として位置づけ、認定農業者等担い手への利用集積を進めるほか、耕作放棄地の多目的利用などにより、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

また、担い手の不足する地域においては、中山間地域等直接支払制度や、農地・水・環境保全向上対策事業による集落ぐるみの活動を普及啓発するほか、『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』に定める農業経営基盤強化事業により農用地の有効利用と耕作放棄地の発生防止・解消を図るものとする。

さらに、耕作放棄や耕作意欲低下の一因がサルやイノシシなどの有害鳥獣による被害であることから、有害鳥獣被害防止対策にも取り組んでいく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
予定なし			ha		

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地化による農地の多面的機能低下を防止するため、『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』で定める利用権設定等促進事業や農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業などを積極的に活用し、耕作放棄地の発生防止・解消と有効利用に努める。

また、中山間地域直接支払制度（稻荷堂地区、唐竹地区、犬卒都婆地区、上原地区、大熊地区、塩ノ倉地区、中北地区、沼田地区）や農地・水・環境保全向上対策（笠松地区、小奥地区、大鷹沢六区、かみはら地区、山根地区、八宮地区）での集落協定に基づく活動により、良好な農地と農村環境を保持していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林がもつ水資源のかん養・保水機能は農地保全に密接に関係しているだけでなく、災害の防止機能など農業以外の側面においても重要であることから、白石市森林整備事業計画に基づき、除間伐を重点的に行っていく。

第4 農業経営の規模の拡大および農用地等の農業上の

効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の産業構造は、総就業人口が19,144人(平成17年現在)のうち、第1次産業1,399人(7.3%)、第2次産業7,056人(36.9%)、第3次産業10,485人(54.8%)となっている。急激な社会情勢の変化を受け、第1次産業の減少が著しいだけでなく第2次産業も減少傾向にあり、第3次産業の占めるウエイトが大きくなってきている。

販売農家のうち専業農家は1割程度であるため、本市の農業は小規模かつ兼業農家主体で維持されてきたが、農家戸数の減少とともに兼業農家の構成割合も減少しており、自給的農家の占める割合が農家全体の1/4を占めるまでになっている。農業の担い手の高齢化と後継者不在がさらに深刻化し、効率的かつ安定的な農業経営体の確保が喫緊の課題となっている。

しかしながら、こうした状況にあっても農地の資産的保有意識は依然強く、規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、近年の兼業農家の高齢化や機械更新、世代交代、法改正などを機に農地の流動化が加速することが期待されている。

本市は、農業構造の現状とその見通しの下、農業を職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(おおむね10年後)の農業経営、発展の目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法による「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村における優良経営体の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり300～400万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり500～600万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度)の水準達成を目標とし、これらの経営体が地域農業の牽引的役割を担いつつ、本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

そのためには、本市の地域特性を活かした作目選定のもと農業者を育成していくことが重要であり、立地状況により以下の経営形態を推奨していく。

まず、蔵王山麓の山間高冷地帯では、専業農家が多い地帯であるため、大規模草地利用型の酪農経営、肉用牛や豚の飼養、高冷地を利用した野菜・花き等の育成を推進する。

山間丘陵地帯では、水稻を基幹としながら、果樹・施設園芸・工芸作物・林産物の有効利用による菌茸類生産と畜産の複合経営を重点的に推進する。

平坦部においては、本市の基幹作物である水稻で高品質・低コスト化を目指す。水稻と露地・施設園芸(野菜・花き)による複合経営、水田酪農(水稻と酪農の複合経営)を推進する。

水稻栽培・作業受託等土地利用型の経営形態については、一層の規模拡大、コスト低減を図りながら所得の向上に結び付けていくとともに、それ以外の園芸・畜産等を主とする経営形態では、より収益性の高い作目へと転換し、所得の向上を図っていく。そのために、作業受託を含めた農地の流動化促進、農業生産設備の拡充を図っていく。

また、これらの立地条件に関わらず、農産物の付加価値を高めるため、農畜産物の加工販売を重点的に推進することにより、規格外野菜の有効利用や新たな地域の特産品づくりに取り組み、所得向上を目指す。

すでに所得目標を達成している農家については、労働環境衛生面等について改善が必要であり、それらとあわせ、魅力ある農業を構築していく。

ア 白石地区

この地区の認定農業者は現状で10経営体あり、郡山地区・小下倉地区に多い。この地区は本市の中では比較的専業農家の割合が高く、営農類型はもろきゅうりを中心とした「野菜（施設・露地）＋水稻」がほとんどで、そのほか水稻を基幹として酪農・花き・しいたけなどを組み合わせている。将来的にはさらに3経営体程度認定し、低コストハウスをはじめとする生産施設の整備を進め、一層の品質向上による所得向上・経営安定を目指していく。

イ 越河地区

この地区の認定農業者は現状で6経営体あり、すでに地区の中核的担い手として水稻の作業受託を行い、経営規模拡大に努めている。この地区は良質米の主産地であり、営農類型も水稻を基幹とし野菜・果樹・酪農・肉用牛等を組み合わせた複合経営地帯となっている。

将来的にはさらに3経営体程度認定し、複合部門の強化により所得の向上を目指すとともに、作業受託の一層の拡大、あるいは組織化の取り組みを推進し、農地流動化を促進する。

また、特に、「白石柿の里」構想に基づく「蜂屋柿」の主産地でもあることから、生産の安定により所得向上・経営安定を図っていく。

ウ 斎川地区

この地区の認定農業者は現状で1経営体である。営農類型は、米を基幹に肉用牛・野菜等を組み合わせたものが主だが、本市の中でも離農意向が強い地区である。将来的には現在農地の引き受け手となっている担い手5経営体を軸として認定農業者へと育成していきながら、離農による耕作放棄地の発生防止と農地の流動化を促進する。また、複合経営を推進し、規模拡大・強化による所得向上・経営安定を図っていく。

また、特に、「白石柿の里」構想に基づく「蜂屋柿」の主産地でもあることから、生産の安定により所得向上を図っていく。

エ 大平地区

この地区の認定農業者は現状で5経営体であり、将来的にはさらに2経営体程度認定していく。本市の中でも専業農家の割合が高く、水稻に取り組む農家も多い一方、水稻耕作面積が3ha以上の農家は不在である。本地区内農家の離農意向がやや強いことから、今後、水稻の担い手不足が懸念され、認定農業者の育成や農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用により、農地の流動化を促進することが必須である。

この地区はしいたけ生産の主産地で、「水稻＋しいたけ」、「水稻＋野菜」の営農類型が多く、そのほか果樹・肉用牛を組み合わせた経営となっている。

しいたけは、「白石原木しいたけ」としてブランド化されており、今後はさらに労働環境改善のため機械施設等導入により省力化を進めていく。肉用牛関係は、畜舎・機械施設等の改善を行い、飼養管理技術の改善により品質を向上させ、一層の所得向上・経営安定を目指していく。

また、「蜂屋柿」の産地でもあることから、生産の安定により所得向上を図っていく。

オ 大鷹沢地区

この地区の認定農業者は現状で3経営体である。本市の中でも第2種兼業農家の割合が特に高い地区である。地域の面積が大きく、平坦部から山間丘陵地帯まで幅広い立地であるため、営農類型も米を基幹としながら野菜・果樹・花き・肉用牛・葉たばこ等を組み合わせた形態と多岐にわたっている。

平坦部のほ場整備が完了している三沢沖・大町沖地区においては、農地の賃借による担い手の規模拡大と農地の流動化が進んでいるが、今後はそれらの農地の受け手のうち、3経営体程度を認定農業者へと育成し、より一層農地集積を推進していく。また、花き・野菜等の複合部門においても機械設備、低コストハウス等生産装備の導入を行い、一層の所得向上・経営安定を目指していく。

カ 白川地区

この地区の認定農業者は現状で4経営体（うち法人1経営体）であり、将来的にはさらに2経営体程度を認定していく。本市の中でも農作業の受委託が進んでおり、経営規模を拡大していきたいと考える農業者も比較的多い。

東北本線沿線に展開する平坦な水田地帯から山間丘陵地帯までの広がりをもつ地域であり、営農類型も水稻を基幹とし、野菜・果樹などと組み合わせた複合経営となっている。

土地利用型部門としては、地元には作業受託組織として白川水稻共業組合があり、一層の利用率向上を図っていく。

また、園芸部門においては、今後とも低コストハウスをはじめとする生産施設の整備を進め、一層の所得向上・経営安定を目指していく。

キ 福岡地区（三住地区含む）

この地区は当市面積の35%を占め、平坦部の水田地帯から山間丘陵地、山間高冷地までの幅広い分布となっているが、若い担い手が多く専業農家の占める割合が高い、当市農業振興を図る上で極めて重要な地域である。

営農類型も立地によって様々で、平坦部から山間丘陵地では米を基幹としながら、野菜・花き・果樹等の園芸作物、平地型の畜産（酪農・肉用牛）等を組み合わせた複合経営、山間高冷地は畜産（酪農・肉用牛）、高冷地野菜等の専業あるいは畜産を主とした複合経営となっている。

認定農業者は、現状で33経営体（うち法人5経営体）であり、今後さらに6経営体程度認定していく。土地利用型部門としては、作業受託組織として蔵本水稻共業組合があるが、飽和状態であるため、新たな組織等の育成強化が必要である。

平坦部における複合部門の花き・野菜類については、露地から施設化への移行を推進し、周年出荷体系を確立しながら所得の向上を目指していく。畜産部門については、酪農・肉用牛とも経営規模、所得格差が経営体によって大きいため、目標所得を下回っている経営体は一層の増頭や質的向上により所得向上・経営安定を目指す。酪農は機械施設等への過剰投資の改善も課題であり、そのほか労働環境改善のためヘルパー制度も推進していく。

ク 深谷地区

この地区の認定農業者は現状で8経営体（うち法人1経営体）であり、さらに3経営体を認定農業者としていく。営農類型は米を基幹とし、野菜・畜産（酪農・肉用牛）となっている。畜産は規模拡大と質的な向上を図り、所得向上・経営安定を図っていく。

ケ 小原地区

この地区の認定農業者は、現状で1経営体である。主な営農類型は、米を基幹に果樹（りんご・もも）、野菜・肉用牛等を組み合わせた複合経営である。高齢化が著しいことによる後継者不足、地形的生産条件不利、有害鳥獣被害などと相まって今後農業経営をやめたいと考えている農家が多く、今後の耕作放棄地の発生等の点において懸念がある。このため、農業経営基盤強化促進事業等を積極的に導入しながら農業を維持していく必要がある。

将来的には、さらに2経営体程度認定し、肉用牛の増頭により所得向上・経営安定を図っていく。また、本地域は、中山間地域指定を受けており、活性化の起爆剤として地場産品である葛の栽培を推奨していく。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目 標面積
個別 経営	【平坦部】 水稻＋作業受託	21ha	＜作付面積＞ 水稻 15.0ha そば 6.0ha 作業受託 5.0ha	計 100 経営体	1,080ha
	【山間高冷地帯】 酪農	7.5ha	＜飼養頭数・作付け面積＞ 経産牛 40 頭 草地・飼料畑 7.5ha		
	【山間高冷地帯】 酪農＋肉用牛(肥育)	7.5ha	＜飼養頭数・作付面積＞ 乳牛（経産牛） 30 頭 肥育牛（交雑種） 20 頭 草地・飼料畑 7.5ha		
	【平坦部】・【山間丘陵地帯】 酪農＋水稻	10.5ha	＜飼養頭数・作付面積＞ 経産牛 25 頭 飼料作付地(水田) 4.5ha 水稻 6.0ha		
	【平坦部】 肉用牛（繁殖）＋水稻	14.5ha	＜飼養頭数・作付面積＞ 繁殖成雌牛 30 頭 飼料作付地（水田） 4.5ha 水稻 10.0ha		
	【平坦部】 肥育牛（肥育） ＋水稻	16.0ha	＜飼養頭数・作付面積＞ 肥育牛（常時飼養） 60 頭 飼料作付地 6.0ha 水稻 10.0ha		
	【平坦部】 野菜＋水稻	4.3ha	＜作付面積＞ もろきゅうり 鉄骨ハウス 1,000 m ² パイプハウス 1,000 m ² 露地 1,000 m ² 水稻 4.0ha		
	【平坦部】・【山間丘陵地帯】 果樹＋野菜＋水稻	4.1ha	＜作付面積＞ 柿（ころ柿出荷） 2.0ha きゅうり（露地） 1,000 m ² 水稻 2.0ha		

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別 経営	【平坦部】・【山間丘陵地帯】 果樹＋水稲	3.2ha	＜作付面積＞ りんご 1.2ha 水稲 2.0ha	計 100 経営体	1,080ha
	【山間丘陵地帯】 水稲＋しいたけ	7.0ha	＜作付面積＞ 水稲 7.0ha しいたけ 5,000 本		
	【平坦部】・【山間丘陵地帯】 トルコキョウ＋水稲	2.2ha	＜作付面積＞ トルコキョウ 鉄骨ハウス 1,000 m ² パイプハウス 1,000 m ² 水稲 2.0ha		
	【平坦部】・【山間丘陵地帯】 きく＋水稲	2.5ha	＜作付面積＞ きく パイプハウス 2,000 m ² 露地 2,500 m ² 水稲 2.0ha		
法人 経営	【山間高冷地帯】 酪農	35ha	＜飼養頭数・作付面積＞ 経産牛 180 頭 草地・飼料畑 35ha		
組織 経営	【平坦部】 水稲＋小麦＋作業受託	35ha	＜作付面積＞ 水稲 25ha 小麦 10ha 作業受託 10ha		

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農用地の利用は、農業従事者の高齢化や離農などにより、耕作放棄地・低利用地が増加傾向にある。しかし、農地は限られた資源であり、農業生産の基盤として長期にわたり確保し管理する必要がある。このため、無秩序な廃棄を抑制し、農業生産基盤の整備など優良農地の確保・保全を図るとともに、特に認定農業者への農用地の利用集積を促進していく。

さらに、地域の特性や自然環境の保全に十分配慮しながら、多彩で高収益な農業の展開を目指し、国際間・地域間の自由競争に勝ち抜ける生産性の高い、かつ、今後も持続可能な土地利用型農業を推進するため、地域に密着した農業生産組織を育成し、これによる生産を推進する。また、生産コスト低減のため農業機械の共同利用・農作業の共同化を推進し、効率的な農作業の実施を図る。

実際の取り組みとしては、宮城県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤整備強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や、兼業農家が多数を占める状況などを充分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組んでいく。

2 農業経営規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農用地利用集積やその他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関・関係団体に協力を求めながら積極的に活用していく。

さらに、土地改良整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(2) 農用地の集団化対策

本市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まると予測される。農地の受け手となる担い手へ農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善していくことが必要であるため、集団化・連担化した条件で担い手に集積されるよう努めていく。

(3) 農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

本市では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①利用権設定等促進事業

②農地保有合理化事業の実施を促進する事業

③農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

④農用地利用改善事業の実施を促進する事業

⑤委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑥農業経営の完全を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑦その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事項

(4) 農作業の受委託の促進対策

農作業の受委託に関しては、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(5) 農作業の共同化対策

今後自給的農家が増加する中で、生産組織・認定農業者および農地の引き受け手となっている担い手農家への作業委託等の要望は一層増加するものと予想される。しかし、受託側の体制は飽和状態に近いため、新たな作業受託組織等の設置が必要である。

また、農作業の共同化により農業機械・施設への過剰投資を抑制し、経営の安定を図っていく。

(6) 農業生産組織の活動促進対策

既存の農業生産組織に対する支援として、機械更新などにかかる負担を軽減するため、各種補助事業を効率的に活用していく。

また、「白石型土地利用農業」を確立し、認定農業者や既存の農業生産組織だけでは担いきれない地域農業を継続していくため、新たな組織づくりについても検討していくほか、生産組織のリーダーとなる人材の育成に努める。

(7) 地力の維持増進対策

近年、消費者の「安全・安心」な農産物に対する意識の高まりや環境配慮の観点などから、安全性の高い高品質の農産物を生産するため、地力維持・増進に関する知識・技術の普及を図るとともに、耕畜連携による資源循環型農業を確立していく。また、土壌診断に基づく土壌改良資材の投入などによる適切な「土づくり運動」を展開していく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業者の経営安定の一環として、複合部門としての特用林産物（ムラサキシメジ・ハタケシメジ）への取り組みを推進していく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

近代化施設の整備の方向は農家の経営内容を考慮したものとし、これにより作業の省力化と効率化、労働環境・衛生面の改善を図っていく。しかし、近代化施設の導入にあたっては、高額な農業機械の導入が経費の増大につながり農業経営を圧迫するおそれもあることから、各種補助事業やリース事業など負担を軽減する手段や、共同利用組織などを最大限に活用した上で行っていくものとする。また、各種補助事業の利用においては、対象者が認定農業者などの担い手に限定されることから、認定農業者制度の一層の普及啓蒙に努めていく。

また、農畜産物の高付加価値化につなげるため、トレーサビリティ・GAP導入に伴う万全な生産工程管理に資する施設整備を推奨していくほか、農産加工施設の整備を支援し、規格外野菜などの有効利用や新たな地域の特産品づくりに取り組む。

さらに、有害鳥獣による被害が農業経営に支障をきたしていることから、有害鳥獣被害防止対策のための施設の導入も検討していく。

(1) 水稻

本市の基幹作物である水稻については、農業生産基盤の整備はほぼ完了し、大型機械活用に充分対応可能な状況となっている。一方、各地区に整備された育苗施設やライスセンター等に利用率の低下や機械の老朽化等がみられるため、これらの改善を図っていく。

また、直売所など、生産者自らが農産物を販売する機会も増えていることから、出荷前段階での米の品質低下を防ぐため、低温貯蔵庫の整備を進めていく。

さらに米粉に対する消費者の関心が高まっていることから、市内において製粉機械を導入し、米粉の生産と消費拡大を推進していく。

(2) 野菜

施設野菜については、近年の原油・資材等の価格高騰が農家の経営を圧迫していることから、低コストハウスや、低ランニングコストボイラーなどの新しい栽培施設を導入し、露地栽培と連携してより低コスト・効率的な野菜栽培を目指す。

(3) 果樹

柿については、「ころ柿（干し柿）」の干し場整備などが進められてきたが、一層の品質向上のため薫蒸設備や干し場の改善を行うほか、皮むき機械の導入などにより作業の省力化と早期出荷を図る。

そのほかの果樹（りんご、もも）については、乗用草刈機や消毒機械の導入により作業の効率化と省力化を進めていく。

(4) 花き

花き（トルコギキョウ、きく）については、近年の原油・資材等の価格高騰が農家の経営を圧迫していることから、低コストハウスや低ランニングコストボイラー、出荷調整用の省力的機械などを導入し、より低コスト・効率的な栽培を目指す。

(5) 畜産

堆肥舎の整備については「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行により一定の規模をもつ畜産農家での整備が進んだところであるが、耕畜連携や減農薬、減化学

肥料への取り組みによる「安全・安心」で「環境に優しい農業」を進めるため、今後またたい肥製造施設の整備を支援していく。また、近年の飼料価格高騰が農家の経営を圧迫していることから、自給飼料確保による安定した経営を目指すため、草地や水田での飼料作物の生産を効率的にできるよう高性能機械を導入する。

さらに畜産物の処理・加工・販売を自ら行いたいと考える農業者が出てきていることから、これらの整備を支援していく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置および規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
予定なし			ha	戸			

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業の関わりにおいて、林業の再生（採算性の回復）は重要な課題である。今後就業人口の減少・高齢化の進展などの動向から、作業システムの合理化が急務となっている。生産性向上および労力の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を推進する。

高性能林業機械の導入にあたっては、導入および維持に係るコストが大きいと、森林組合および各種共同体を中心に整備するとともに、地域における作業量および労働力の動向を踏まえ、効果的・効率的な導入に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の新規就農者は、平成18～21年度で9名おり、その内訳は個別経営体の後継者が3名、農業法人への就職者が6名となっている。農業法人での採用は年に1～4名程度だが、個別経営体での就農は年に0～2名程度となっている。

さらに、市内の就農候補者（高校生）に対して例年実施している意向把握においても、農業経営主・後継者双方が就農の意向を示すケースは0～1件程度しかなく、新規就農者の確保は大きな課題である。

担い手の確保にあたっては、今後団塊の世代が退職時期を迎えることから、60歳前後の新規就農が想定されるため、この層の就農を確保していく。既存の担い手は、農地の引き受け手としては飽和状態にあることから、農地を継続的に保全・活用するための組織体制の整備を検討していく。また、共同生産組織や法人化を目指す者についても、関係機関との連携のもと支援していく。

本市では、新規就農者のための農作業体験施設等は設置されていないが、指導農業士により技術指導や研修・実習の受け入れなどが実施されており、就農希望者が技術を学ぶ場が提供されている。

また、新規就農者が居住するための住宅施設については、U・I・Jターン向けの各種施策が用意されていることから、これらを活用しながら支援を行っていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置および規模	施設の対象者	対図番号	備考
予定なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、担い手の育成・確保に取り組むための組織として、各構成団体・機関の協力のもと、「白石市担い手育成総合支援協議会」が設立されているため、今後もこの協議会を中心として連携・調整を図りながら担い手の育成・確保に向けて取り組むものとする。

(1) 農業の技術・知識の習得への支援

農業技術・知識習得の希望があった場合には、希望者の求めに応じて各種窓口を紹介するほか、宮城県農業大学校の「ニューファーマーズ・カレッジ」などの就農者向けの研修先や、技術向上のための研修会などについて情報提供していく。また、宮城県大河原農業改良普及センターやみやぎ仙南農業協同組合の協力のもと、営農指導を行っていく。

(2) 就農準備等に必要な資金手当ての支援

「認定就農者制度」の活用により、就農支援資金の無利子貸付や、農業近代化資金の特例措置などを用いながら支援していく。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

市で新規就農者の就農意向などを把握した上で、農業委員会が農地売買・利用権設定のあっせん調整を行い、意向に沿った農地を取得できるよう支援していく。

(4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

関係機関との連携のもと就農相談を行い、就農者の希望に応じた情報を提供していく。

(5) 将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

小・中学校における農業の体験学習や、給食センターでの地元農産物の使用、市内飲食店等に対する地産地消の働きかけ、田舎暮らし体験による非農家への理解醸成などにより、農業と食に対する理解を深め、農業に親しむ環境を育み、将来の担い手を確保していく。

(6) 宮城大学との連携

本市と公立学校法人宮城大学は、農林業に特化した「宮城大学と白石市との連携協力に関する協定書」を締結している（協定期間：平成22年3月～平成25年3月）ことから、今後は、主に以下の5つの事項について連携協力を進め、本市の地域活性化と宮城大学の教育研究活動振興のため活動していく。

- ① 地場農産物の販路拡大に係る研究、企画等に関すること
- ② 地場農産物の利用拡大に係る研究、企画等に関すること
- ③ 都市農村交流に係る研究、企画等に関すること
- ④ 宮城大学学生・院生の演習、実習等の支援に関すること
- ⑤ 白石市に関連する研究活動の推進に関すること

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2005年農林業センサス結果報告書によると、本市の兼業農家の割合は、販売農家1,759戸のうち、1,494戸であり、全体の84.9%を占めている。また、農家の経営耕地面積規模をみると、1ha未満が1,145戸(65.1%)となっている。

本市の経営耕地面積の相当部分は兼業農家が担っており、認定農業者などの農地の受け手側の引き受け能力が飽和状態にある現状においては、農地の集積だけでは当面の農業経営を維持していくことが困難な状況にある。

しかしながら、兼業農家においても「出稼ぎ」・「日雇・臨時雇」の不安定兼業従事者数は、推計で476人(他産業従事者の13.4%)にのぼっている。これらの不安定兼業従事者は低賃金の中での不安定就労が多く、安定した就業の場を求めていることから、生活のために就職先を求めて市外へ流出していくことが懸念されており、農業の担い手が流出するばかりでなく、地域社会にとっても大きな損失である。そのため、地域農業を維持していくためには、市内で就業先が確保できることがとても重要な課題である。

そこで本市では、農業と工業の調和を図りながら、安定的な就業先を確保することにより、兼業従事者やその後継者の市外流出を防ぎ、住みよい定住の場をつくるための方策に積極的に取り組んでいくものとする。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市町村内			市町村外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務		－	－	－	－	－	－	1,612	1,098	2,710
自営兼業		－	－	－	－	－	－	214	144	358
出稼ぎ		－	－	－	－	－	－	10	0	10
日雇・ 臨時雇		－	－	－	－	－	－	318	148	466
総 計		－	－	－	－	－	－	2,154	1,390	3,544 (※1)

※1 資料：2005年世界農林漁業センサス

(販売農家のうち、「自営農業とその他の仕事に従事した人数 2,839人」+「その他の仕事だけに従事人数 705人」)

※2 表の数値は、(※1)以外の数値は全て推計値である。(2000年センサス以降は、表に該当する市町村分集計がないため、1990年・1995年センサスでの市町村の数値と、2000年・2005年の県の数値をもとに他産業従事者に占める内訳を算出した。)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市ではこれまで農家の安定的な就業促進の方策として、農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)に基づく農村地域工業等導入実施計画(以下「農工計画」という。)による工業の導入を推進している。

農工計画は、これまで昭和49年度の「大鷹沢団地(大鷹沢地区)」、昭和61年度の「深谷団地(福

岡地区)」、昭和 63 年度「天王団地（福岡地区）」で策定され、さらに平成 10 年度には大鷹沢団地を拡張し、全ての工業団地が分譲済みとなっている。また、平成 21 年度には深谷団地の拡張も行っているところである。

本市においては、農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るためには、農業従事者の不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会の確保を図ることが必要かつ有効であるとの観点から、今後も農工法等に基づく計画と企業誘致を就業機会確保の中心の方策と位置づけ、積極的に活用していくものとする。しかしながら、工場等が立地する場合には土地利用の混在を防ぐため、既存農工団地周辺をその候補地として位置づけておく。

なお、安定的就業の場を積極的に確保するため、市役所内に企業立地推進課を設け、企業誘致や企業立地施策の企画・調整、企業支援などに取り組んでいく。

企業等の進出に際しては周辺農用地の営農に支障がないよう十分留意するほか、地域・関係者とのコンセンサスを図りながら、若手から中高年の働き手を雇用することができ、かつ農作業と共存可能な業種の工場導入を促進する。

また、地域の農産物を使用した特色ある加工品を創出し、原料となる農産物の生産農家や流通機構との有機的な結合を強化し、地元での就業機会の拡大を図り定着化を推進していく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農林家の子弟等が農林業への関心を持ち続け、就業しうる環境を醸成するとともに、研究グループ等若手後継者の支援を行い、後継者を育成していくものとする。

また、林業就業者は、林業生産活動の停滞を反映して減少しており、就労者が高齢化している。労働の軽減と安全性を確保するために、路網整備や機械化の推進により、林業後継者や林業就業者の確保を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

生活環境施設の整備にあたっては、白石市総合計画に基づき、恵まれた自然、風景を暮らしに取り込み、ゆとりあるライフスタイルを実現するため、清流と緑があふれる住環境整備や城下町の情緒が感じられるまちづくりを推進していく必要がある。

また、市民の安全・安心を守り、これまでに整備されてきた公共施設等の社会基盤の機能や価値を最大限に引き出し、有効に活用していくことが大切である。

農家の多い地区においても、農業経営をやめたり農業に携わらない新しい住民が増えるなど、地区構成員の構造が変化したり、住民の減少と高齢化が顕著な地区も出てきている。

そこで、「美しい自然を受け継ぎ、安全で快適に過ごせるまち」を構築するため、各種生活環境の整備に努める。

(1) 安全性

① 交通安全

本市の交通は、東北自動車道を中心とした高速交通体系の整備と、市民の自動車保有台数増加により交通量が増大している。そのため、「白石市交通安全計画」に基づき、今後も各種交通関係団体との連携により交通安全意識の高揚をはかり、良好な道路交通環境を維持するため、交通安全施設整備を進めていく。

② 防災

今後も災害時における迅速かつ適切な情報伝達体制の整備を進めるとともに、初動体制を確立し、災害の防止と市民の安全に配慮したまちづくりを推進する。そのためには、地域防災計画に基づく関係機関との防災体制の連携強化を図り、行政・市民・事業者等が一体となった計画的かつ柔軟な災害予防対策の推進を図る。

(2) 保健性

① 医療

市民が安心して生活できる社会を実現するため、常時医療サービスを受けられる環境を整え、公立刈田綜合病院を中核としたネットワークのもとで医療機関の役割分担を明確にし、休日医療の確保と救急医療体制を充実させていく。また本市は市域が広く集落が散在しているため、病院への通院手段の確保・患者輸送体制を整備していくとともに、情報技術を活用した遠隔医療の導入を検討していく。

② ごみ処理

本市におけるごみの総量は、H13年度の15,563tをピークに減少に転じている。今後も循環型社会構築のため、市民および事業者の理解と協力の下、ごみの減量とリサイクル活動を促進し、空き缶・空き瓶などの資源化率向上と焼却ごみの減量化に努めていく。

③ 生活排水処理

生活排水処理については、公共下水道の未整備地区の整備を進め、公共下水道および農業集落排水の区域内における未接続家屋の接続促進を図り、公共下水道および農業集落排水の区域以外については合併処理浄化槽の設置を促進し、効率的かつ適切な処理を推進していく。

(3) 利便性

① 交通

本市の交通は自家用車依存が顕著であるため、都市計画道路等の整備により交通網を整備する

ほか、市民バス「きゃっするくん」の運行により、自家用車以外の交通手段を確保する。

(4) 快適性

① 地域福祉

少子高齢化の進行や家族経営の変化に伴い生活スタイルが多様化する中、福祉サービスにより経済的・身体的な最低限の生活を保障するだけでなく、各自が生きがいを追求できるよう、生涯学習・教育・雇用などの分野と連携を図りながら、あらゆる立場の市民が福祉サービスを受け、主体的な社会参加を可能にすることを目指す。

(5) 文化性

本市には、歴史・文化・芸術に触れるための施設として、白石城をはじめとして碧水園や白石市文化体育活動センター（ホワイトキューブ）などの多くの施設がある。これらの施設や文化財を生涯学習や交流のための資源として積極的に活用し、文化遺産を保護・継承していく。

また、白石市スポーツ振興計画にもとづき、市民スポーツの振興を図っていく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置および規模	利用の範囲	対図番号	備考
予定なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市は優れた自然景観の中で営みが育まれ、白石川や蔵王連峰は本市の自然を代表するシンボルとなっている。これまでの取り組みでは自然環境保全・創造のため、白石市環境基本条例、白石市不伐の森条例などを制定している。

今後も地球温暖化など環境配慮の一環として植栽活動（4万人市民の森づくり事業など）や、地元木材の積極的活用に努め、森林を保全していく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

生活環境整備のため、都市計画道路や農道等の整備を計画的に進めていく。また、各種事業の実施にあたっては、環境基準および規制基準に則り環境に配慮した事業を行っていく。

第 9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- ~~3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）~~
- ~~4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）~~
- ~~5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図 5 号）~~
- ~~6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）~~